

令和 6 年 7 月 12 日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、東武トップツアーズ株式会社、株式会社日本旅行東北、名鉄観光サービス株式会社、株式会社 JTB 及び近畿日本ツーリスト株式会社に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

T E L : 022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
① 東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上 1 - 1 - 2
② 株式会社日本旅行東北	宮城県仙台市青葉区中央 4 - 7 - 22
③ 名鉄観光サービス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅南 2 - 14 - 19
④ 株式会社 J T B	東京都品川区東品川 2 - 3 - 11
⑤ 近畿日本ツーリスト株式会社	東京都新宿区西新宿 2 - 6 - 1

2 指名停止措置期間：

③④ 令和 6 年 7 月 12 日～令和 6 年 11 月 11 日（4 ヶ月）

①②⑤ 令和 6 年 7 月 12 日～令和 6 年 9 月 11 日（2 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウィルス感染症患者移送業務において、独占禁止法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者5者を公表し、近畿日本ツーリスト株式会社を除く4者に対し排除措置命令を行った。

なお、東武東武トップツアーズ株式会社、株式会社日本旅行東北及び近畿日本ツーリスト株式会社については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

5 指名停止措置理由：

上記のこととは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」（平成 30 年 7 月 12 日付環境省第 1807124 号大臣官房会計課長通知）別表第 2 第 5 号に該当する。

○物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領

別表第2 － 抜粋 －

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反) 5. 当該部局の管轄区域内において、業務に 関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違 反し、請負契約等の相手方として不適当であ ると認められるとき(次号又は第12号に掲げ る場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内